

広島県地域防災計画の修正内容(案)

(1)最近の防災施策を踏まえた修正

概要	修正内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 個別避難計画の作成	市町の防災担当部局や福祉担当部局等の関係部局は、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難に必要な体制の整備に努めることなどを追加する。	第2章 第6節	第2章 第6節	第2章 第6節	—
② 福祉避難所の指定	市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入対象者を特定して公示することなどを追加する。	第2章 第5節の 2 第4項			
③ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の整備	県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の整備に努める旨を追加する。	第2章 第6節	第2章 第6節	第2章 第6節	—
④ 利水ダム等の事前放流	河川管理者は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する旨を追加する。	第2章 第2節	—	—	—
⑤ 防災施策への多様な意見の反映等	多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む旨を追加する。	第1章 第3節	第1章 第3節	第1章 第3節	—
⑥ ため池の適正管理	ため池所有者は、適切にため池の管理を行うことで災害の発生防止に努め、また、所有者等を確知できない防災重点ため池については、市町が点検や低水位管理等を行い、災害の予防に努める旨を追加する。	第2章 第2節	—	—	—
⑦ 住宅の耐風被害防止対策	県は、市町が実施する建築物の耐震化推進を支援し、また、住宅の耐風被害防止対策に関しては、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める旨を追加する。	第2章 第2節	—	—	—
⑧ 空家等の状況確認	市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める旨を追加する。	第2章 第2節	—	—	—

概要	修正内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
⑨ ボランティアの活動環境の整備	県、市町、住民、他の支援団体が連携・協働して、ボランティアが自主性に基づき活動できる環境の整備に努める旨を追加する。	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	—
⑩ 防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの連携	男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	—
⑪ 要配慮者利用施設の所有者等への助言	市町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う旨を追加する。	第2章 第6節	第2章 第6節	第2章 第6節	—
⑫ 「暴力は許されない」意識の普及、徹底	県及び市町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る旨を追加する。	第2章 第6節	第2章 第6節	第2章 第6節	—
⑬ 福祉避難所への避難	市町は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める旨を追加する。	第2章 第6節 第4項	—	—	—
⑭ 災害リスクのある区域に絞った発令対象区域の設定	市町は、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す旨を追加する。	第3章 第2節	—	—	—
⑮ 災害派遣福祉チーム(DWAT)派遣の検討	県は、避難所における保健所職員による状況把握や市町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣について検討するとともに、県内DWATでの対応が困難な場合、厚生労働省へ他都道府県DWATの派遣を要請することなどを追加する。	第3章 第6節 第2項	第3章 第6節 第2項	第3章 第6節 第2項	—
⑯ 災害の規模に応じた避難所の開設	市町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める旨を追加する。	第3章 第8節 第1項	—	—	—
⑰ 男女双方の視点等に配慮した指定避難所の運営	市町は、指定避難所の運営にあたり、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する旨を追加する。	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	—

概要	修正内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
⑱ 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止	市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮し、また、警察や女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める旨を追加する。	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	—
⑲ ため池の応急措置	市町は、災害時にため池所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を実施し、市町での措置が極めて困難な場合等においては、災害対策基本法に基づく応援要請を検討する旨を追加する。	第3章 第11節 第3項	第3章 第11節 第3項	第3章 第11節 第3項	—
⑳ 適切な管理がされていない空家等への措置	市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う旨を追加する。	第3章 第11節 第3項	第3章 第11節 第3項	第3章 第11節 第3項	—
㉑ 災害ボランティアセンターにかかる費用への災害救助法適用	災害ボランティアセンターにかかる費用について、救助とボランティア活動の調整事務を行うために必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる旨を追加する。	第3章 第12節	第3章 第12節	第3章 第12節	—
㉒ 支援制度を知ることができる環境整備	県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める旨を追加する。	第4章 第2節	第4章 第2節	第4章 第2節	—
㉓ 津波からの円滑な避難体制の確保	津波からの円滑な避難体制を確保するため、関係市町の地域防災計画に記載する事項、ハザードマップの作成に関する事項、避難計画の作成に関する事項及び住民等への周知に関する事項を整理する。	—	—	第2章 第5節の 2	—

(2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正

概要	修正内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 感染症対策に必要な物資の備蓄	市町は、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するとともに、感染症対策に必要な物資の備蓄に努める旨を追加する。	第2章 第5節の 3	第2章 第5節の 3	第2章 第5節の 3	—
② 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施	県及び市町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する旨を追加する。	第2章 第5節の 2	第2章 第5節	第2章 第5節	—

概要	修正内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
③ 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底	災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する旨を追加する。	第1章 第3節	第1章 第3節	第1章 第3節	—
④ 応援職員等の執務スペースの確保	県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等の執務スペースの確保を行う際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	—
⑤ 自宅療養者が避難する際に必要な情報の提供	県及び保健所設置市の保健所は、防災担当部局と連携し、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認や、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める旨を追加する。	第2章 第5節	第2章 第5節	第2章 第5節	—
⑥ 指定避難所のレイアウトや動線等の確認、多様な周知手段の整備	県及び市町は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等の確認に努めるとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める旨を追加する。	第2章 第5節の 2	第2章 第5節	第2章 第5節	—
⑦ 応援職員の派遣の際の感染症対策	国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員派遣の際には、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、また、県及び市町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する旨を追加する。	第3章 第5節 第2項	第3章 第5節 第2項	第3章 第5節 第2項	—
⑧ 災害現場で活動する部隊の感染症対策	災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する旨を追加する。	第3章 第6節 第1項	第3章 第6節 第1項	第3章 第6節 第1項	—
⑨ 保健福祉担当部局から防災担当部局への情報共有	自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する旨を追加する。	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	—
⑩ 指定避難所の感染症対策	市町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める旨を追加する。	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	第3章 第8節 第1項	—